

第 部 教 育 行 財 政 編

第1章 愛 知 県 教 育 委 員 会

第1節 教 育 委 員 会 委 員

教育委員会は、合議制の執行機関（行政委員会）として、6人の委員で構成されている。

| 氏 名 | 任 期 | 委員長任期期間 | 備 考 |
|---------|-------------------|-------------------|-------|
| 赤 井 知 久 | 12.10.18～16.10.17 | 14.10.13～15.10.12 | |
| | 16.10.18～20.10.17 | 16.10.19～17.10.18 | |
| 加 藤 勤 | 16.10.18～20.10.17 | 17.10.19～18.10.18 | |
| 森 久 宏 | 13.10.21～17.10.20 | | 退 任 |
| 加 藤 栄 子 | 14.10.14～18.10.13 | | |
| 池 田 桂 子 | 15.10.27～19.10.26 | | |
| 伊 藤 敏 雄 | 16. 4. 1～20. 3.31 | | 教 育 長 |
| 梶 田 正 巳 | 17.10.21～21.10.20 | | 新 任 |

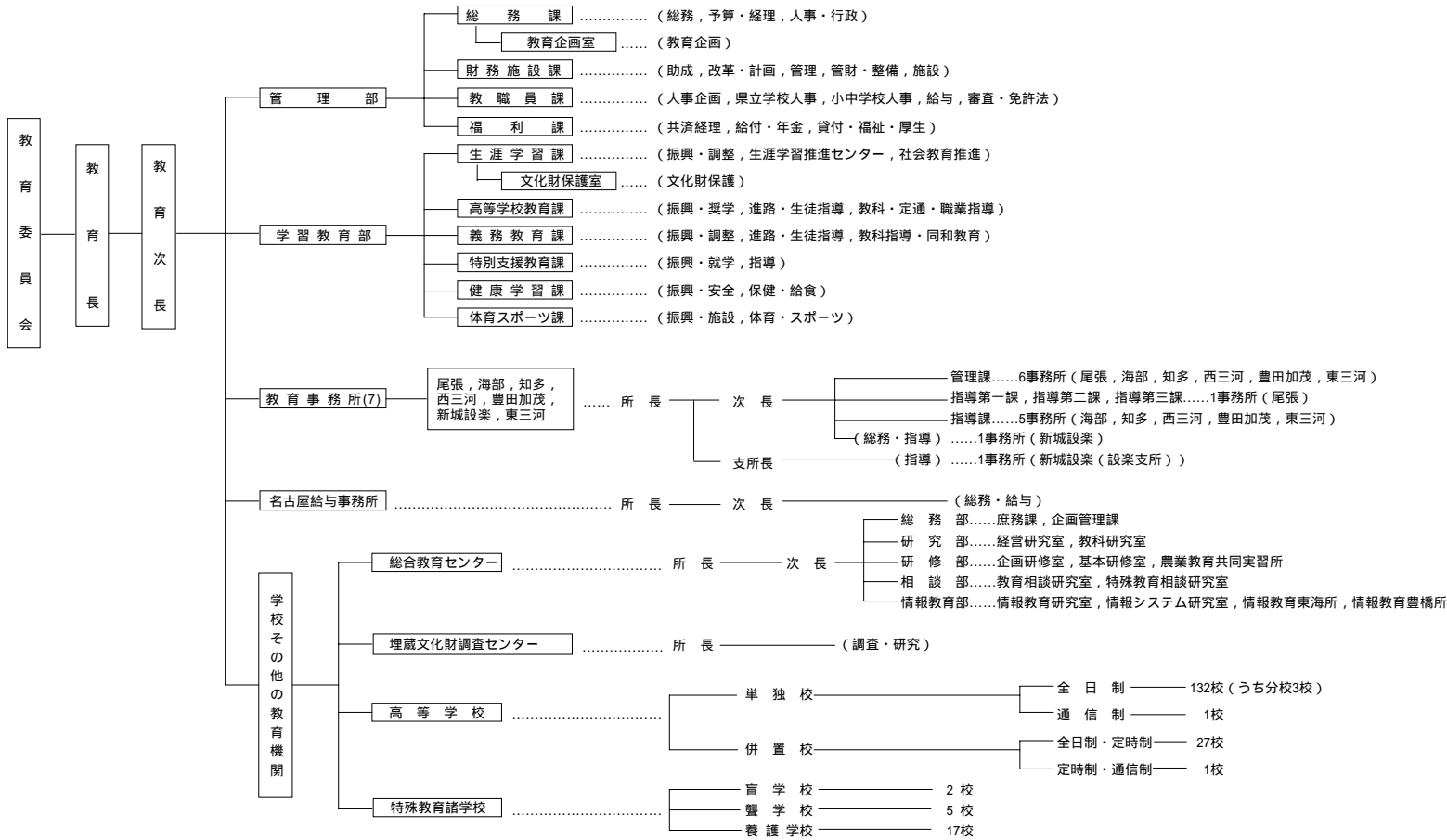
第2節 教 育 委 員 会 の 機 構

教育委員会は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に属するすべての事務をつかさどる教育長を置くほか、教育委員会の権限に属する事務を処理させるための事務局を置いている。

また、教育に関する事業等を目的とする学校その他の教育機関（大学を除く）も教育委員会が所管している。なお、体育館、スポーツ会館、武道館、茶臼山野外活動ロッジ、野外教育センター、岡崎・一宮の両総合運動場、口論義運動公園、総合射撃場、青年の家、美浜・旭高原の両少年自然の家の12施設の管理を公共的団体に委託している。

以上を図表にすると、次のとおりである。

1 教育委員会機構図（17.4.1現在）



2 事務局等職員定数一覧表（17.4.1現在）

| 区 分 | 定数 | 充指導主事 | 計 | 備 考 |
|-----------------------|------|-------|------|-----|
| 総 務 課 | 58 人 | 人 | 58 人 | |
| 教育企画室 | (11) | | (11) | |
| 財 務 施 設 課 | 35 | | 35 | |
| 教 職 員 課 | 36 | | 36 | |
| 福 利 課 | 10 | | 10 | |
| 生 涯 学 習 課 | 35 | | 35 | |
| 文化財保護室 | (11) | | (11) | |
| 高 等 学 校 教 育 課 | 18 | 11 | 29 | |
| 義 務 教 育 課 | 11 | 8 | 19 | |
| 特 別 支 援 教 育 課 | 11 | 1 | 12 | |
| 健 康 学 習 課 | 14 | 5 | 19 | |
| 体 育 ス ポ ー ツ 課 | 20 | 3 | 23 | |
| 尾 張 教 育 事 務 所 | 25 | 5 | 30 | |
| 海 部 " | 12 | 2 | 14 | |
| 知 多 " | 12 | 3 | 15 | |
| 西 三 河 " | 19 | 5 | 24 | |
| 豊 田 加 茂 " | 12 | 3 | 15 | |
| 新 城 設 楽 " | 17 | 1 | 18 | |
| 設 楽 支 所 | (8) | (1) | (9) | |
| 東 三 河 " | 16 | 3 | 19 | |
| 名 古 屋 給 与 事 務 所 | 7 | | 7 | |
| 総 合 教 育 セ ン タ ー | 62 | | 62 | |
| 埋 蔵 文 化 財 調 査 セ ン タ ー | 2 | | 2 | |
| 合 計 | 432 | 50 | 482 | |

第 3 節 教 育 委 員 会 会 議

教育委員会は、毎月 1 回定例会を開催するほか、必要に応じ臨時会を開催し、教育行政に関する重要な事項の審議決定を行っている。平成 17 年度中の会議開催状況は次のとおりである。

教育委員会会議開催状況

| (開催期日) | (定例・臨時の別) | (審議決定事項) |
|--------|-----------|---|
| 4. 7 | 定 例 | 第 14 号議案 平成 18 年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準(案)について |
| 4.25 | 臨 時 | 第 15 号議案 平成 18 年度使用県立学校(高等学校及び盲・聾・養護学校高等部)教科用図書採択の基本方針について |
| 5.18 | 定 例 | 第 16 号議案 平成 18 年度使用義務教育諸学校教科用図書の採択基準について |
| 6. 2 | 定 例 | 第 17 号議案 西春日井郡西枇杷島町、同郡清洲町及び同郡新川町を廃し、その区域をもって清須市を設置する処分に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について |
| 7.20 | 定 例 | 第 18 号議案 平成 17 年度(第 57 回)愛知県教育表彰被表彰者について |
| | | 第 19 号議案 指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則の制定について |
| | | 第 20 号議案 愛知県立新城東高等学校本郷校舎及び愛知県立田口高等学校稲武校舎の募集停止について |
| | | 第 21 号議案 愛知県体育施設及び社会教育施設管理規則の一部改正について |
| | | 第 22 号議案 平成 18 年度愛知県公立高等学校入学者選抜方法の基本方針及び基本事項について |
| 9. 7 | 定 例 | 第 23 号議案 渥美郡渥美町を廃し、その区域を田原市に編入する処分等に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について |
| | | 第 24 号議案 平成 19 年度以降の愛知県公立高等学校(全日制課程)入学者選抜における群及びグループ分け並びに通学区域の調整区域について |
| | | 第 25 号議案 公立学校長の人事について |
| 10.14 | 臨 時 | 第 26 号議案 平成 18 年度教職員定期人事異動方針について |
| 11.11 | 定 例 | 第 27 号議案 平成 18 年度愛知県立高等学校生徒募集計画について |
| | | 第 28 号議案 平成 18 年度愛知県立高等学校入学者募集について |
| | | 第 29 号議案 平成 18 年度愛知県立高等学校専攻科入学者募集について |
| | | 第 30 号議案 愛知県立高等学校学則及び愛知県立特殊学校学則の一部改正について |
| | | 第 31 号議案 平成 18 年度愛知県立盲学校、聾学校、養護学校の幼稚部及び高等部の入学者募集について |

| | | | |
|-------|----|--------|---|
| 12.22 | 定例 | 第32号議案 | 教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則及び教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一部改正について |
| | | 第33号議案 | 愛知県立高等学校学則の一部改正について |
| | | 第34号議案 | 愛知県立高等学校通信制の課程に関する規則の一部改正について |
| | | 第35号議案 | 公立学校長の人事について |
| | | 第36号議案 | 愛知県立高等学校の通学区域並びに群及びグループに関する規則の一部改正について |
| 1.25 | 定例 | 第1号議案 | 平成18年度学校教育について |
| 2.8 | 定例 | 第2号議案 | 愛知県指定文化財の指定解除について |
| 3.13 | 臨時 | 第3号議案 | 愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正について |
| | | 第4号議案 | 愛知体育施設及び社会教育施設管理規則の一部改正について |
| 3.20 | 臨時 | 第5号議案 | 平成18年度事務局等職員の人事について |
| | | 第6号議案 | 平成18年度教職員定期人事異動について |
| 3.24 | 定例 | 第7号議案 | 愛知県教育委員会事務局組織規則の一部改正について |
| | | 第8号議案 | 愛知県教育委員会公印規則の一部改正について |
| | | 第9号議案 | 愛知県教育委員会が管理する行政文書の開示等に関する規則の一部改正について |
| | | 第10号議案 | 愛知県立高等学校学則の一部改正について |
| | | 第11号議案 | 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則等の一部改正について |
| | | 第12号議案 | 愛知県市町村立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正について |
| | | 第13号議案 | 学校職員の勤務時間等に関する規則の一部改正について |
| | | 第14号議案 | 愛知県立学校職員の勤務成績の評定に関する規則の一部改正について |

第 4 節 公 益 法 人 ・ 公 益 信 託

民法第 34 条の規定に基づき設立される教育に関する社団法人又は財団法人(文部科学大臣が所管する法人を除く。)の許認可等に関する事務については、公益法人に係る主務官庁の権限に属する事務の処理等に関する政令の定めるところにより、県教育委員会が主務官庁としての事務を処理している。

また、信託法第 68 条の規定に基づいて引き受け許可される教育に関する公益信託の許可等に関する事務についても、同様に処理している。

教育委員会が所管する公益法人・公益信託の現況は、次のとおりである。

法人数 (17 . 4 . 1 現在)

113 (財団法人 104 社団法人 9)

信託数 (17 . 4 . 1 現在)

3